

# 公益社団法人長岡市シルバー人材センター役員の 報酬及び費用に関する規程

## (目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人長岡市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の定款第28条第3項の規定に基づき、役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図るものとする。

## (定 義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、総会で選任された理事のうち、センターを主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬とは、公益認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費、手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

## (報酬の支給)

第3条 センターは、役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 理事長、副理事長及び常務理事の報酬は月額とする。ただし、職員が常務理事を兼ねる場合は無報酬とする。
- 3 理事長及び副理事長以外の非常勤役員の報酬は日額とする。
- 4 常勤役員が6月1日及び12月1日に在職するときは期末手当を支給する。
- 5 役員には退職手当は支給しない。

## (報酬の額)

第4条 役員の報酬額は、別表1に定める金額の範囲内とし、理事会の承認を得て決定するものとする。

- 2 理事長、副理事長及び常務理事の月額報酬の支給は、センター職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）第3条の規定を準用する。
- 3 理事長及び副理事長以外の非常勤役員は、理事会及びその他の会議に出席した都度、日額報酬を支給する。
- 4 常勤役員に対する期末手当の額は、6月及び12月にそれぞれ報酬月額1か月分を限度として支給する。

（報酬の支払い方法）

第5条 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。ただし、前条第3項に該当する場合は、その都度支払う。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支払う。

（通勤手当）

第6条 常勤役員の通勤手当は、職員給与規程第9条の規定を準用する。

（費用）

第7条 センターは、役員が職務の遂行に当たって負担した費用については、これの請求があった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

- 2 費用の額は、別表2により予算の範囲内において支給する。ただし、役員の管内職務にかかる費用のうち交通費等については支給しないものとする。

（公表）

第8条 センターは、この規程をもって、公益認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（改廃）

第9条 この規程の改廃は、総会の議決を経て行う。

（補足）

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規定は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和元年7月1日から施行する。

別表1 役員の報酬額

理事長	月額 100,000円
副理事長	月額 50,000円
常務理事(常勤役員)	月額 230,000円
非常勤役員 (理事長・副理事長以外)	理事会及び監査会1日につき 5,000円 理事会及び監査会以外の会議等1日につき 4,000円

別表2 費用の額

役員の間外職務に係る費用	旅費規程に定める金額
その他	実費